

仲春枳奠聴講孝経同賦資〔事〕父事君

——菅家文章・本朝文粹の校訂をめぐつて——

滝川幸司

一、問題の所在

貞觀九年二月七日に行われた枳奠では『孝経』が講じられた。^①その折の詩と詩序が『菅家文章』巻一に残る。川口久雄校注『日本古典文学大系72菅家文章 菅家後集』（岩波書店・一九六六年）^②でいえば作品番号28である。その題を大系の本文で示す。

仲春枳奠聴講孝経同賦資事父事君（并序）

仲春枳奠に孝経を講ずるを聴き同に「父に事ふるに資りて君に事ふ」といふことを賦す（并せて序）

この本文は川口による校訂を経ている。川口は、大系頭注に「父字の上の事字、底本脱、いま文粹により補」と記す。『本朝文粹』により訂したというのである。大系の基づく『本朝文粹』が何に当たるのか明確ではないが、例えば、『新訂増補国史大系二十九卷下 本朝文粹 本朝続文粹』（吉川弘文館・一九四一年）では、「資事父事君」に作っており、頭注に「事、文章扶桑集无」とある。なお、国史大系本の底本は、寛永六年古活字本である。

しかし、古典大系の底本である川口文庫本を始め、多くの伝本で「資事父事君」は、「資父事君」に作っている。また、国史大系頭注が引くように『扶桑集』でも同様である。果たしてこの本文は校訂すべきなのであろうか。本稿ではその点を検証したい。⁴⁾

二、校訂の理由

川口文庫本以外でも、寛文版本、元禄版本、内閣文庫蔵林羅山手沢本など『菅家文章』の代表的テキストは、すべて「資父事君」に作っている。また、市川寛斎『日本詩紀』に於いても同様である。なお、『菅家文章』は、詩序の本文を収める巻（巻一、二、五、六）の巻末に、詩序の題辞を省略して載せるが、巻一巻末には、当該詩序が「資父事君」として載せられている。また、巻七には、詩序の題辞のみが一覧されるが、そこでも、

仲春積奠聽講孝經同賦資父事君序

と「資父事君」の形である。⁵⁾

にも拘わらず川口が校訂したのは、大系当該詩補注に「詩題は、孝経に「父に事ふる資りて以て君に事ふ、而して敬は同じ」とある文句よりとる」と記すように、『孝経』土章に、

資於事父以事君、而敬同。父に事ふるに資りて以て君に事ふ。而も敬同じ。

とあることに拠る。

積奠では、経書の講論が終わった後、宴（百度座）があり、文人賦詩が行われる。その際の題は文章博士が、用いられた経書の文章から選ぶことになっている。従って、「資父事君」を、『孝経』本文の「資於事父以事君」に基づいて校訂することには一応の根拠がある。「於」「以」を省いたのは、前掲『本朝文粹』の「資事父事君」に従ったのであろう。

後述するように、題に用いる際に経書本文の虚字を省く例は存する。

釈奠詩の題は、事実、經典の本文からそのまま採られる。道真の例でいえば、「仲春釈奠聽講毛詩同賦發言為詩」（『菅家文章』巻一・41）は、毛詩大序の、

詩者志之所之也。在心為志、發言為詩。 詩は志の之く所なり。心に在るを志と為し、言に発するを詩と為す。

から採られているし、「仲春釈奠聽講左伝賦懷遠以德」（同前巻二・88）は、『春秋左氏伝』僖公七年の、

秋。盟于甯田。謀鄭故也。管仲言於齊侯曰、臣聞之。招携以礼、懷遠以德。

秋。甯田に盟す。鄭を謀る故なり。管仲齊侯に言ひて曰はく、臣之れを聞く。招携するに礼を以てし、遠きを懐くるに徳を以てす、と。

に拠る。もつとも「資事父事君」は、『孝経』の「資於事父以事君」から虚字の「於」と「以」を省いた形で、完全な同文ではない。しかし、大江匡衡「仲春釈奠聽講古文孝経同賦孝徳本」（『江吏部集』巻中）は、『孝経』開宗明義章の、
夫孝、徳之本也。 夫れ孝は、徳の本なり。

に基づくが、虚字の「之」が省かれた形であり、同様な事例である。

このような例を勘案し、また、『本朝文粹』寛永古活字本に「資事父事君」とあれば、川口のように校訂を加えることは、特段疑うべきでもないように思われる。すなわち、「資父事君」は「事」が脱落したと考えるのである。

しかし、『菅家文章』の諸本だけではなく、『扶桑集』に於いても「資父事君」であるのは、どう考えるべきであろうか。田坂順子編『扶桑集 校本と索引』（権歌書房・一九八五年）を見れば、静嘉堂文庫本が「父」を「文」に作るという異同が存するのみである。「父」と「文」は近似した書体であり、静嘉堂文庫本は誤写が疑われる。つまり、『扶桑集』に於いても「資父事君」という本文であったことになる。ではこれも校訂すべきなのであろうか。『扶桑集』にし

ろ『菅家文章』にしろ諸本の多くは近世写本か版本で、良質な古写本には恵まれない以上、⁶⁾ 諸本間の異同が見られないとしても、ある程度の校訂は必要だと考えられる。しかし、「資父事君」の本文を持つ古写本が存する。身延山久遠寺蔵『本朝文粹』⁷⁾である。

三、本朝文粹古写本

「はじめに」に引いた、新訂増補国史大系本『本朝文粹』は「資父事君」に作っていた。これは、近年通行本として利用される、大曾根章介・金原理・後藤昭雄校注『新日本古典文学大系27本朝文粹』（岩波書店・一九九二年）でも同様である。その本文をあげれば、以下の通りである。

仲春積奠聽講孝經同賦資父事君（巻九・241）

しかし、新大系の校異欄によれば、「事父」の「事」は、寛永古活字本によって補入されている。すなわち、新大系は、底本、身延山久遠寺蔵本の「資父事君」を校訂しているのである。

身延山本は、建治二年書写奥書を持つ古写本である。それがこのような本文を持つことは注意される。良質な古写本に恵まれない『菅家文章』『扶桑集』とは異なるからである。さらにいえば、『本朝文粹』巻九の目録に於いても、新大系では「資父事君」に作っているが、これも古活字本による校訂で、身延山本では「資父事君」であり、静嘉堂文庫本『扶桑集』と同じく、「文」は「父」の誤写であろう。つまり、身延山本は、「資父事君」の本文を持っていた。それを新大系は、古活字本によって校訂したのである。恐らくは、川口久雄の校訂と同じく、『孝経』本文との関係を考慮したからであろう。

しかし、古写本にこのように存する事実はやはり無視できないのではないか。『菅家文章』『扶桑集』に加え、『本朝

文粹』の古写本でも「資父事君」と作っているのである。確かに『孝經』本文からすれば異なってしまうが、だからといって「資事父事君」に校訂すべきなのであるか。

『朝野群載』卷十三・書詩体は、詩会の場に於ける題辭の書式を載せるが、そこに、本作も実例としてあがる。それには以下のようにある。

仲春枳奠聽講古文孝經同賦資父事君一首

官位姓朝臣名（但古有行幸之時書臣字）

これは、『新訂増補國史大系二十九卷上 朝野群載』（吉川弘文館・一九三八年）の本文である。底本の神宮文庫旧蔵林崎文庫本は「天保十二年山川真清が伴信友の校訂本を書写し、次で真清が朱筆を以て更に校訂を加えしもの」という近世の校訂本だが、それでも「資父事君」という形であるのは、叙上の本文事情から勘案して、古い形が保たれていると判断すべきではなからうか。『二中歴』第十二・書詩歴・枳奠にも同じ題があげられる。

仲春枳奠聽講古文孝經同賦資父事君一首

官位姓朝臣名（但上古有行幸之時書臣上字云々……（以下割注略）¹⁰）

とある。ここでも「資父事君」である。割注の記述からも『朝野群載』に基づくのであるが、このように見てくると、「資父事君」の形で通行していたと考えざるを得ないのでなからうか。『本朝文粹』古活字本が持つ「資事父事君」という形は、『孝經』本文と照らし合わせて校訂した結果生じた本文だったのではなからうか。近年、『本朝文粹』に於いて、古活字本での校訂ではなく、身延山本の本文で解釈すべきだという論稿が提出されているが、ここもその一例となる。

四、「資父事君」という形

以上のように考えると、次に問題になるのは、この当時使われた『孝経』の本文である。第二節で述べたように、積奠詩で選ばれる題は、虚字等を省く例はあるものの、基本的に經典の本文そのままだからである。

今一度確認しておこう。¹²⁾『菅家文章』に見えるものについて、第二節にあげた、41、88以外を一覧する。

55 仲秋積奠聽講周易賦鳴鶴在陰

『周易』 繫辭上伝「鳴鶴在陰。其子和之」

139 八月積奠聽講孝経賦秋学礼

『礼記』 文王世子「瞽宗、秋学礼。執礼者詔之。冬読書。典書者詔之」

367 仲春積奠聽講古文孝経同賦以孝事君則忠

『孝経』 士章「故以孝事君則忠。以敬事長則順」

370 仲秋積奠聽講礼記同賦養衰老

『礼記』 月令「是月也、養衰老」

382 仲春積奠聽講論語同賦為政以德

『論語』 為政「為政子曰、為政以德」

139は經典名が『孝経』となっているが、「秋学礼」は引用の如く『礼記』に出る。川口久雄が当該詩補注で『三代実録』元慶八年八月十九日条の「積奠如常。従五位下行助教浄野朝臣宮雄発礼記題。文章生学生等賦詩（積奠常の如し。従五位下行助教浄野朝臣宮雄礼記題を發す。文章生学生等詩を賦す）」を引くのは、題の『孝経』が『礼記』の誤りであることを指摘しているのであろうか。彌永貞三は、川口の補注を引用し、「元慶八年仲秋に孝経が講じられたのではないことは明らかであろう」と述べた後、次のように係年を推測する。

詩の第一句には「過庭無父感秋時」とあって、父を失ったかなしみが詠みこまれ、季節が秋であったこともわかるが、第四句に「一行寒雁是吾師」とあるのをみれば、仲春と読みかえることは到底できない。父を失ったのちであるとするれば、貞観年間に該当の場所を求めることもとよりできない（父是善は元慶四年八月三十日薨）。……それ故、

私は詩題を孝経ではなく礼記の誤りと推定してみた。……孝経を講ずとしたのは、文章編集の際生じた著者自身の手違いと考えるほかないと思う。編年はしたがって、元慶八年でよいと思う。

これに『菅家文章』の排列を加味すれば、この積奠詩の直前、「絶句十首賀諸進士及第」(129～138)は、この詩群の九首目に及第者、藤原菅根の字「右生」が見え、菅根の文章生試及第は元慶八年春(『公卿補任』延喜八年)、また、147は、詩題自注に「八年十二月廿五日、金吾納言、祝四十年法会賦之(八年十二月廿五日、金吾納言の四十年を祝ふ法会に之れを賦す)」と見え、元慶八年十二月の作である。これらの間に排列される139の積奠詩も元慶八年の作と認めてよいであろう。彌水のように『孝経』は『礼記』の誤りだと推定される。つまり、139の積奠では『礼記』が講じられ、「秋学礼」の本文が題として選ばれたことになる。

以上、経書の本文が基本的にそのまま題に選ばれていることが確認できる。であれば、「資父事君」という形は、当時の『孝経』の本文を反映していることになるのだろうか。

現行の『孝経』では前述したように「資於事父以事君」である。また、管見に入った『孝経』本文にこの部分の異同はない。「於」「以」は虚字なので省略可能だとしても、「事」は、「父に事ふるに資りて以て君に事ふ」という、「事父」と「事君」の共通性に関わる本文であるので、片方の「事」がないとは考えにくい。しかし、それだけに題として採る際に「事」を落とすことも、同様に考えにくいのである。

しかし、『菅家文章』『扶桑集』、古写本である身延山本『本朝文粹』の本文から考えて、この時の詩題が「資父事君」の形であったことは動かないであろう。ではどのように考えればよいのか。

参考になるのは、中国の文献に於いて「資父事君」の形が見えることである。著名な例は『千字文』で、
資父事君、曰嚴与敬。 父に資りて君に事ふ、曰れ嚴と敬。

と見える。同様の表現は、梁の元帝「上忠臣伝表」(『藝文類聚』卷二十・忠)に、

資父事君、寔曰嚴敬。求忠出孝、義兼臣子。

父に資りて君に事ふ、寔に嚴敬と曰ふ。忠を求めて孝を出だす、義臣子を兼ねたり。

と見える。他にも、初唐の楊炯「從甥梁錡墓誌銘」(『楊盈川集』卷九)に、

及其從微至著、資父事君、籍丹書之勲業、參黑衣之行伍。

其の微に従ひ著に至り、父に資りて君に事ふるに及びては、丹書の勲業に籍かり、黑衣の行伍まじに参はる。

とあり、白居易「柳公綽父子温贈尚書右僕射、……八人亡父同制」(『白氏文集』卷三十二・1558)にも、

銀青光祿大夫……柳公綽父子温等、咸有令子、集于中朝。資父事君、移忠自孝。

銀青光祿大夫……柳公綽父子温等、咸みな令子有り、中朝つとに集ふ。父に資りて君に事へ、忠を移すこと孝に自る。

と見える。これらは『孝経』の「資於事父以事君」に基づいて「資父事君」と表現しているが、『千字文』は四字句で構成されるし、他は対句等を勘案して、四字になったと思われる。

しかし、四字にする必然性がないのに、「資父事君」の形を持つ例も少ないながら存する。

博士徐藻議、以為、資父事君。而敬同。又、礼、其夫属父道者、其妻皆母道也

博士徐藻議すらく、以為おもへらく、父に資りて君に事ふ。而も敬同じ。又、礼、其の夫父道に属さは、其の妻皆

母道なり。

(『晉書』卷二十・礼志中・凶礼)

履氷又上奏曰、……士孝曰究。究者以明審為義。士始升朝、辞親入仕、能審資父事君之礼、則其親獲安。故曰究也。

履氷又上奏して曰はく、……士孝を究と曰ふ。究は明審を以て義と為す。士始めて朝に升り、親を辞して入仕

し、能く父に資りて君に事ふる礼を審かにせば、則ち其の親安を獲たり。故に究と曰ふなり。

（『旧唐書』卷二十七・礼儀志七）

これらは、特に四字にする必然性はない。また対句に合わせて字数を調える必要もない。そこに「資父事君」の形が使われているのである。

なお、附言すれば、今問題にしている道真の積奠詩序では、

亦資慈父、以事聖君。 亦慈父に資りて、以て聖君に事ふ。

という形で、「資父事君」の形ではないが、「資事父」の「事」はない。

さらにいえば、「資事父事君」という、『本朝文粹』古活字本が持っていた形は管見に入っていない。

このような状況を見てくると、『孝経』本文自体が「資父事君」の形を持っていたのではないか、という推測もできるが―特に『晋書』の徐藻の議はそれを思わせるが―、『孝経』の「資於事父以事君」を踏まえて表現する際には、「資父事君」という形が通行していたと考えるのが穏当であろうか。いずれにしろ、「資事父事君」という表現は見出しにくく、「資父事君」の形が一般的なのである。

論を戻せば、積奠詩の題は、經典の本文からそのまま取られるのが通例であったが、「資於事父以事君」については、經典から虚字を除く場合もあること、中国に於いて「資父事君」という形が通行していたことから、「資父事君」という形が題に用いられたと推定できるのではないだろうか。すなわち、この詩題に関しては、『菅家文章』『本朝文粹』のいずれも、校訂の必要はないと結論づけられよう。

五、御注孝経か古文孝経か

『菅家文章』の本文については、以上に述べた如くであるが、『本朝文粹』については今少し問題がある。目録に示される題である。当該詩の題は身延山本『本朝文粹』の目録では次のように記されている。

積奠聴講古文孝経賦資文事君詩序一首

「文」は「父」の誤写であろうこと、先述した通りである。問題は、「古文孝経」と記されていることである。今一度、詩序本文に付される題をあげておこう。

仲春積奠聴講孝経賦資父事君

「孝経」が「古文孝経」と記されているのである。このことは、道真の積奠詩に記された『孝経』が『古文孝経』であったのか『御注孝経』であったのかという問題に波及する。

清和天皇貞観二年十月十六日の詔勅（『三代実録』）によって、それまで大学寮では孔安国と鄭玄の注釈で学ぶことになつてきたのが、『御注孝経』に変更される。しかし、詔勅末尾に、孔安国伝の「試用」も許すとあり、それ以後も『古文孝経』（孔安国伝）が用いられ、並立していた。¹⁴今問題にしている積奠は、彌永説に拠れば、貞観九年に開催され、時期的には清和の詔勅と近く、『御注孝経』の講経であつたと考えられようか。例えば、一巡前の、貞観四年八月十一日の積奠は「積奠如常。正六位上行直講刈田首安雄講御注孝経。文章生等賦詩如常（積奠常の如し。正六位上行直講刈田首安雄御注孝経を講ず。文章生等詩を賦すこと常の如し）」と『御注孝経』が用いられている。しかし、寛平五年春の積奠での作と推測される『菅家文章』巻五・367では、「仲春積奠聴講古文孝経同賦以孝事君則忠」とあつて、『古文孝経』がテキストとなつており、『御注孝経』『古文孝経』、いずれもが積奠に用いられている。柿村重松『本朝文粹註釈』

（富山房・一九六八年新修版、一九二二年初版）は、今問題にしている道真積奠詩序の「命夫君子之儒、稽其古文之典」を「儒官に命じて古文孝経を講ぜしめらる」と訳している。また、川口久雄も、当該詩序注のこの部分の補注で「典」は、……古文孝経をさす。儒官に命じてこれを講ぜしめるのである」という。しかし、詩序の「古文之典」は、『古文孝経』を意味するのであるうか。対句が明確になるように掲出すれば、以下のようになる。

命夫君子之儒、夫の君子の儒に命じて、

稽其古文之典。其の古文の典を稽へしむ。

両者は、この「古文之典」を『古文孝経』を解しているわけだが、「古文」は「君子」の対語である。「儒」は、儒者であろうから、「君子の儒」で君子としての儒者・学者を意味する。特に誰か具体的な儒者が想定されているわけではない。であれば、対句の「古文の典」も、具体的な『古文孝経』という経典を指すのではなく、古い文章という意味で、儒教経典一般を指すのではないか。もちろん、ここでは『孝経』を指すのだが、経典を講授する博士を「君子の儒」と表現したのと同様、『孝経』を「古文の典」と一般的に表現したのであるう。すなわち、この部分は、『古文孝経』であったことの根拠にはならない。だからといって、これが『古文孝経』でなかったことを証するわけではなく、明確に決着を付けづらいつころがある。

しかし、内実はともかく、本文的な異同が存する事情については検討すべきであろう。

そもそも、目録では、本文の題をどのように記すのか。結論を先にいえば、本文の題そのままではなく、必要最小限の情報記されているようである。例えば、新大系番号207の題を本文と目録であげれば（掲出の際は異同が分かるように適宜空白を入れる）、

八月十五夜同賦天高秋月明各分一字応製（探得水字）

（本文）

八月十五夜 賦天高秋月明

心製

詩序一首 (目録)

となる。「同賦」が「賦」となり、「各分一字」、割注の「探得水字」が省かれ、末尾に「詩序一首」が追加されている。

「同賦」は、詩宴に於いて同じ詩題で、参加者が「同」に「賦」すことを示すが、他の例を見ても、「同」は目録では省略されている。「各分二字」「探得水字」は、探韻(各分一字)を行い「水字」を得て、それを韻として賦詩を行ったことを示すが、こうした探韻・韻字に関わる情報も省略される。追加される「詩序一首」は、本文では、そもそも「詩序」を収める巻であるためか省かれているが、目録では、すべての題に追加されている。

他の例をあげれば、257は次の通りである。

七言冬日於飛香舎聽第一皇子初御注孝経応教

(本文)

聽第一皇子初御注孝経

詩序一首 (目録)

「七言」という句の字数、「冬日」という時節、「於飛香舎」という場所が省略されている。また「応教」「教」に「応」じて作るという条件も省略されている。その上で、先の例と同様、「詩序一首」が追加されている。

別の例もさらにもあげる。264は次の通りである。

八月廿五日第四皇子於飛香舎従吏部橋侍郎広相始受蒙求便引文人命宴賦詩

(本文)

第四皇子

始受蒙求

命宴

詩序一首 (目録)

「八月廿五日」という日程、「於飛香舎」という場所、「従吏部橋侍郎広相」という博士に関する情報、「便引文人」「賦詩」という文人賦詩に関する記述が省略され、「詩序一首」が追加されている。

以上を勘案すれば、どのような詩会・詩宴で、どのような題で詩が詠まれたかという情報を中心に、それ以外は場所、時節も含めて省略されていることが諒解される。釈箋も含め講書の場合は、それに加えてテキストとなった典籍名も必

ず記されるようである。⁽¹⁵⁾

つまり、目録に於いては、本文に記された情報が増えることはないのである。道真の積奠詩序についても、「仲春」が省略され、「詩序一首」が追加されるのは、他の目録詩序の通例である。しかし、「孝経」が「古文孝経」となるように、典籍名に情報が追加されているが、このような例はない。積奠、講書では典籍名が記される。例えば、257では「御注孝経」が用いられていたが、目録で「孝経」とは省略されていない。他の題辞でも典籍名は基本的に省略されない。但し、例外が一首ある。242は以下の通りである。

仲春積奠聴講古文孝経同賦夙夜匪懈

(本文)

積奠聴講

孝経 賦夙夜匪懈詩序一首

(目録)

本文の「古文孝経」が目録では「孝経」となっている。「古文」が省略されているのである。このように典籍名に関して本文と目録に異同があるのは、道真詩序とこの作だけである。そして、この二首は、実は並んで収載されているのである。新大系の番号でいえば、道真詩序は241で、つまり、本文では、

仲春積奠聴講孝経同賦資父事君 菅贈大相国

仲春積奠聴講古文孝経同賦夙夜匪懈 江澄明

とあり、目録では、

菅贈大相国 積奠聴講古文孝経賦資てま文事君詩序一首

江澄明 積奠聴講孝経賦夙夜匪懈詩序一首

と並んでいる。

『本朝文粹』中、典籍名に異同がある二作品が並んで排列されているのは、果たして偶然であろうか。道真詩序の典

籍名が本来「孝経」であつたらうことは、『菅家文章』にそのように記されている以上、確實である。従つて、目録に於いて、本来「孝経」とすべきところを「古文孝経」と記していることになる。そして、澄明詩序が本文で「孝経」とある以上、『本朝文粹』目録の通例からいつても、「孝経」と記されるはずである。ということとは、ここは「孝経」と「古文孝経」が入れ替わつてしまつたと考えられるのではないだろうか。もちろん、これは道真詩序がいう『孝経』が、『御注孝経』か『古文孝経』かという内実の問題ではなく、あくまで書式・本文の問題であり、道真が詩序を書いた枳實が、『御注』孝経』であつたことを示すというのではない。書式的な問題として、澄明詩序の「古文孝経」との入れ替わりを想定せざるを得ないのではないかと考えるのである。

だからといって、目録の本文を校訂すべきだと主張しているのではない。なぜなら、この事態が、『本朝文粹』編纂時に起きたのか、書写の段階で起きたのか明らかではないからである。

ここで興味深いのが、先に挙げた『朝野群載』の本文である。『朝野群載』では、典籍名は「古文孝経」となつていた。この点について、後藤昭雄は次のように論じる。¹⁶⁾

これは菅原道真の作で、『菅家文章』巻一(28)及び『本朝文粹』巻九(241)に収載する。ただし二書ではただ「孝経」とある。(『本朝文粹』の巻九目録は「古文孝経」)。

作文の場合それぞれの書式として、つまりその典型を例示するこの項において、『古文孝経』として示していることは、枳實におけるテキストは『古文孝経』という認識が共通のものであつたことを示すものであろう。

基本的にこの後藤の見解に従うべきであらう。それに付け加えるなら、『文粹』の目録に「古文孝経」とあつたこともその要因となつていたのではなからうか。枳實という場の題の書式として、道真詩序の題が選ばれたわけだが、その際、ただ「孝経」とあつたのを、当時の慣例に則して「古文孝経」と変更しただけでなく、これを「古文孝経」とする

根拠として、目録の典籍名が利用されたのではないかと憶測するのである。

六、結語

『菅家文章』『本朝文粹』に載る、道真「仲春積奠聽講孝經同賦資父事君」の題について、それを「資事父事君」と校訂すべきか否かという点を中心に、さらには『本朝文粹』目録の本文についても言及した。結論をいえば、「資父事君」は諸本に従うべきで、校訂する必要はなく、しいて校訂すべきは、『本朝文粹』目録の「資文事君」である。『菅家文章』は、確かに良質の古写本には恵まれないが、『孝経』との関連もあるからという理由で、校訂する必要はないと考える。このような、不必要だと推測される校訂は、『菅家文章』に於いてもまだ見出せる。

同じく積奠だが、「仲春積奠聽講毛詩同賦發言為詩」（卷一・41）の第二聯を大系本で示す（訓読は私に付した）。

嘉魚因孔至　　嘉魚　孔因り至り

洙水待春通　　洙水　春を待ちて通る

校訂されているのは、後句の「洙」で、『日本詩紀』を含め諸本「泮」（泮）に作っている。¹⁷ 三手文庫本、多和文庫本などは「泚」に作るが、恐らくは「泮」の誤写であろう。しかし、大系は異同について注記をせず、以下のような頭注を記す。

洙水は春になると氷がとけて通ずるように、洙泗の学も、この仲春の積奠を迎えて、難儀が通ずるといふ意。洙水は、二三注三参照。「洙泗の学」は、孔子の教え。

参照される「二三注三」は、「仲春積奠聽講論語」（卷一・23）の注三に「洙水は、曲阜県の北より出て南流して泗水に注ぐ。孔子の生地と終焉の地が、この流域にある」と見えるものを指す。

一応の意味は通じるが、それは底本の字句を校訂する理由にはならない。底本以下諸本の「泮」で十分解釈できるからである。

『泮水』は、『毛詩』大駕・魯頌・駉之什の篇名「泮水」を指す。毛伝には「泮水、泮宮之水也。天子辟廱、諸侯泮宮」とあり、「泮宮」(大学)の四方に巡らされた水のことである。すなわちこは、「泮水」の水が「春」になって溶けて「通」るように、「泮水」という作品について、仲「春」の積奠で、「通」じる(理解する)と詠むのであろう。すなわち、「泮水」は『毛詩』の篇名と、泮宮の水とが重ねられていると考えられる。

このことは、対語を見ればなお納得される。「嘉魚」は、『毛詩』小雅の「南有嘉魚」という篇名に基づく。それに晉の左思「蜀都賦」(『文選』卷四)に「嘉魚出於丙穴、良木攢於褒谷(嘉魚丙穴より出で、良木褒谷に攢る)」と表現される、穴から出てくる「嘉魚」が重ねられているのである。¹⁸⁾

つまり、この対句では、毛詩の篇名「(南有)嘉魚」と「泮水」が、掛詞として用いられているのである。「泚水」と校訂するよりも、底本や他の諸本のままで理解する方が、より対句として緊密であろう。¹⁹⁾

以上、『菅家文章』を中心に校訂をめぐって考察を加えてきた。『菅家文章』は良質な古写本にめぐまれない事情もあつて、校訂は必須である。しかし、出典が明らかで、それと齟齬しているかに見える本文でも、その必要がない場合もある。

近年、古典籍について、影印本の刊行、デジタル化での公開など相次ぐようになって、以前に比べれば格段に参照しやすくなった。それだけに、提供されている校訂本文の再検討は、一層必要になったし、必須といえるであろう。今回の諸本異同についても、ほとんどが影印本、デジタル化による公開で確認できる資料ばかりである。

注

- (1) この時の積奠は『三代実録』では經典名が記されていないが、彌永貞三「古代の積奠について」（『日本古代の政治と史料』高科書店・一九八八年、一九七二年初出）の考証に従う。以下、彌永の説はこれに拠る。
- (2) 以下、川口の説は本書に拠る。
- (3) 柳澤良一編『石川県立図書館蔵川口文庫善本影印叢書1 菅家文章 明暦二年写藤井懶斎自筆奥書本』（勉誠出版・二〇〇八年）に拠る。
- (4) 大系本のこの本文「資事父事君」は前掲彌永論文でも用いられ、以後、福田俊昭「平安朝の積奠詩」（大東文化大学日本文学研究24・一九八五年）、波戸岡旭「積奠詩考」（『宮廷詩人 菅原道真―『菅家文章』・『菅家後集』の世界』笠間書院・二〇〇五年、二〇〇一年初出）に於いても、大系の本文が用いられている。
- (5) 大系は、巻一卷末も巻七もこの形である。川口は、この部分は校訂しなかったようだ。
- (6) 『扶桑集』の諸本については、中條順子「『扶桑集』伝本考」（中古文学28・一九八一年）参照。
- (7) 身延山本の本文は、身延山久遠寺編『重要文化財 本朝文粹』（汲古書院・一九八〇年）に拠る。
- (8) 『菅家文章』他と異なり「古文孝経」となっている点については後述する。
- (9) 新訂増補国史大系『朝野群載』「凡例」。
- (10) 『尊経閣善本影印集成16 二中歴 三』（八木書店・一九九八年）に拠る。
- (11) 後藤昭雄「本朝文粹本文校訂三条」（『本朝漢詩文資料論』勉誠出版二〇一二年、一九九二年初出）、廖榮発「紀長谷雄の「詩言志」の宣言―「延喜以後詩序」を読み直す―」（和漢比較文学56・二〇一六年）。いずれも新大系の本文を問題とするが、前者は、「詳春秋」（卷三・86）の「定于先而範圍」の「先」について身延山本の「兌」を用いるべきであること、また、「為在納言建立奨学院状」（卷五・143）の「齒徳」（古活字本、『本朝文粹註釈』は「齡徳」）を、「齒胃」に校訂することを指摘するが、これは身延山本の「齒曹」の異本注記「曹」^{チウ}に基づく。後者は、紀長谷雄「延喜以後詩序」（卷八・201）の本文が、古活字本によって校訂されているが、身延山本の本文がすぐれており、校訂の必要がないこと

を指摘する。

(12) 福田俊昭「平安朝の釈奠詩」(前掲)にも、詩題の整理と出典の指摘がある。参照されたい。

(13) 例えば、鎌倉時代後期写とされる、京都大学附属図書館所蔵清家文庫本『御注孝経』でも「資於事父以事君」である。なお、本文は、京都大学電子図書館貴重資料画像 (<http://edb.kulib.kyoto-u.ac.jp/exhibit/>) で確認した。

(14) 本朝に於ける『孝経』の受容については、阿部隆一「室町時代以前に於ける御注孝経の講誦伝流について―清原家旧藏鎌倉鈔本開元始注本を中心として―」(『斯道文庫論集4・一九六五年』、小島憲之「学令の検討」(『国風暗黒時代の文学』上) 塙書房・一九六八年)、坂田充「御注孝経」の伝来と受容―九世紀日本における唐風化の一事例として―(『学習院史学43・二〇〇五年』)、後藤昭雄「平安朝における『孝経』の受容」(『斯文128・二〇一六年』)などを参照。

(15) 但し、勸学会の場合は『法華経』が講じられるのが常なので、省略される。278「七言暮春勸学会聴講法華経同賦撰念山林」(本文)が「勸学会賦撰念山林詩序一首」(目録)となる如くである。

(16) 後藤「平安朝における『孝経』の受容」(前掲)。

(17) 大系の底本である川口文庫本では図1のようにある。「泮」であろう。例えば、232の「伴」(図2)や43の「伴」(図3)の旁が参考になる。少なくとも「泮」ではない。

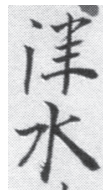


図1



図2

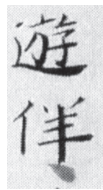


図3

(18) なお、詩の「孔」は、穴の意と孔子の意を重ねる。

(19) 「泮水」と「泮水」の問題については、二〇一六年度大学院博士前期課程演習「漢文学演習IB」に於ける、受講生、小西洋子氏の指摘に基づく。

〈引用本文〉

特に注記しない場合は、以下の通り。

普家文章―元禄十三年版本、江吏部集、群書類従、周易・毛詩・礼記・春秋左氏伝・孝経・論語―十三経注疏（藝文印書館）、千字文―岩波文庫、楊盈川集・白氏文集―四部叢刊（商務印書館）、晉書・旧唐書―中華書局

なお、引用本文中、（～）は割注を、……は省略を示す。漢字は基本的に通行の字体を用いた。また、校訂本文については句読点など適宜省略している。

（本学教授）